平成２５年（フ）第１６１９号
名古屋市中村区稲葉地町８丁目１番地　稲葉地住宅３棟604号
債務者　木村　優子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５４号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻87番地　オクトⅡ305号
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６８号
名古屋市西区大野木４丁目167番地
債務者　祖父江明香
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００６号
愛知県海部郡大治町大字西條字柳原71番地の８　アスカⅡ201号
債務者　土本かおり
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１３号
名古屋市名東区新宿１丁目73番地　三陽荘106号
債務者　佐々木　努
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０６号
愛知県清須市朝日弥生14番地　クリエースト201
債務者　山口　和也
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０７号
愛知県清須市朝日弥生14番地　クリエースト201
債務者　山口恵理華
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７８０号
札幌市西区山の手５条２丁目３番５―105号
債務者　森　しのぶ
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８６号
札幌市東区北26条東１丁目２番22号　レジデンスごとう101号
債務者　吉川　春美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３０号
札幌市豊平区豊平５条６丁目１番15―307号
債務者　大塚　敦志
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３６号
北海道江別市大麻新町16番地の10
債務者　青山　信子（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６５号
札幌市豊平区平岸５条11丁目５番１―603号
債務者　高尾　実花
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９３号
札幌市豊平区平岸３条８丁目８番23―306号
債務者　重山　俊幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０４号
札幌市北区北33条西３丁目２番23号　豊和ビル301号
債務者　不老　雅幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０５号
札幌市北区北33条西３丁目２番23号　豊和ビル301号
債務者　不老美枝子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１０号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番17―302号
債務者　南元　真里（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９２０号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目８番12号　和光荘１号
債務者　花田　泰洋
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９２６号
札幌市清田区平岡１条２丁目10番11号　平岡マンション301号
債務者　笹田　美穂（旧姓石山・花田）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部